

令和 5 年度 第 2 期 論文式民法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔民 法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

【事実Ⅰ】

1. Aは、平成16年4月に購入した土地（以下「本件土地」という。）の上に建物（以下「本件建物」という。）を建てて一人で住んでいたが、平成23年5月に死亡した。Aには唯一の相続人である息子Bがいるが、Bの成人後に事情があつて疎遠になっていたため、Bは、本件建物に住んだことはなく、Aとは別に東京で就職して暮らしていた。
2. 生前Aにお金を貸していたCは、同年6月、Aが死亡したことを知り、誰の許可も得ずに本件建物内に立ち入って、本件建物内にあった絵画（以下「本件絵画」という。）を持ち出し、Cの自宅に運んで所持している。本件絵画は、Aが友人から借りて保管していたものであった。
3. Bは、同年7月になってAが死亡したことを知り、Aと仲たがいしていたことを後悔して、同年8月には、それまでの勤務先を辞めて東京の住まいを引き払い、本件建物に移り住んだ。
4. Bが本件建物内を点検したところ、Aの残した日記に記載されている本件絵画が紛失していることに気づき、関係者等に確認したところ、上記2の事実が判明した。

〔設問 1〕（40点）

Bは、Cに対し、本件絵画の返還を請求することができるか、その理由を明らかにしつつ答えなさい。

【事実Ⅱ】

上記【事実】1から4までに加えて、以下の事実があった。

5. Bが本件建物に移り住んでから11年が経過した令和4年8月、突然、DからBに対して連絡があり、「18年前の平成16年4月にAとの間で締結した本件土地の売買契約は無効であった」との理由で、本件土地の返還を請求してきた（以下「本件返還請求」という。）。
6. Bは、Dと面識はなく、AD間の本件土地売買契約が無効であるとは知らず、本件土地はAの所有であると信じて、固定資産税も支払ってきたため、Dからの突然の請求を受けて困惑している。

〔設問２〕（60点）

仮に、AD間の本件土地売買契約が無効で、Aもその事実を知らず本件土地の占有を開始していた場合、Bは、Dからの本件返還請求に対して、どのような反論をすることができるかを明らかにした上、その当否についても論じなさい。

